

⑫ <<産業・エネルギー>> 国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	提案概要 (事業の構想・計画)	事業の必要性・背景や 期待される効果	事業の実施を不可能又は困難とさせて いる規制等の内容・根拠法令	実現するために求めたい規制改革 の内容、当該規制改革によって生じ うる懸念の有無や代替措置	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	群馬用土地改良区(県央赤城土地改良区連合)	水力発電用水管の道路占用	提案主体である群馬用土地改良区(県央赤城土地改良区連合)が事業主体となって県道の道路占用許可(縦断的に埋設)を受け、水力発電用水管を県道内に埋設し、農業用水を利用した水力発電を実施する。	群馬用土地改良区では揚水ポンプ等に年間600万KWの電気を使用している。土地改良区が管理する農業用水を利用した水力発電を実施することにより、再生可能エネルギーに転換し、CO2の削減による環境保全や環境教育の場の提供、土地改良区運営費の削減等を図りたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法32条第1項</li> <li>・県道を管理する群馬県前橋土木事務所及び同県道路管理課と協議を重ねたが、「群馬県道路占用許可基準」により発電用水管の道路占用(縦断的に埋設)は許可できないとのこと、ただし、国の通知(国道利第43号令和4年3月25日「水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて」)に基づいて、発電事業者が実施する場合は許可できるとのことである。</li> <li>・土地改良区は発電事業者となれないため許可されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区は農業水利施設の適切な保全、管理をとおして農業用水を供給し、水稻等の農産物の安定供給を担う土地改良法に基づく公益団体がである。</li> <li>その土地改良区が申請する水力発電用水管の道路占用(縦断的な埋設)を発電事業者同様に許可する。</li> <li>・群馬県(県道路管理課)は、国からの通知があれば道路占用を許可し、県道埋設を認めるとのこと。</li> </ul>	国土交通省	<p>本物件は道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可の対象物件である。</p> <p>本来、水管は水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限り占用の特例(いわゆる義務占用)を認めていたところ、ご指摘の通知(国道利第43号令和4年3月25日「水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて」)は、発電事業者が発電事業の用に供するために設置する水管という新たな水管を用いたインフラ事業が浸透してきたことを踏まえ、このような水管についても占用の特例を適用する運用について通知したものである。</p> <p>なお、上記事業の用に供する導管以外の導管であっても、道路管理者は道路法第33条の占用許可基準を満たすことが確認できれば占用許可を与えることができ、新たな通知がなくとも、各道路管理者において占用許可の可否の判断を行い、占用許可を行うこともあり得る。</p> <p>また、県道における占用許可は自治事務であり、県に判断権限があるため、県の基準に基づき判断する必要がある。国としては当該判断について指示する立場になく、提案には対応できない。</p>